

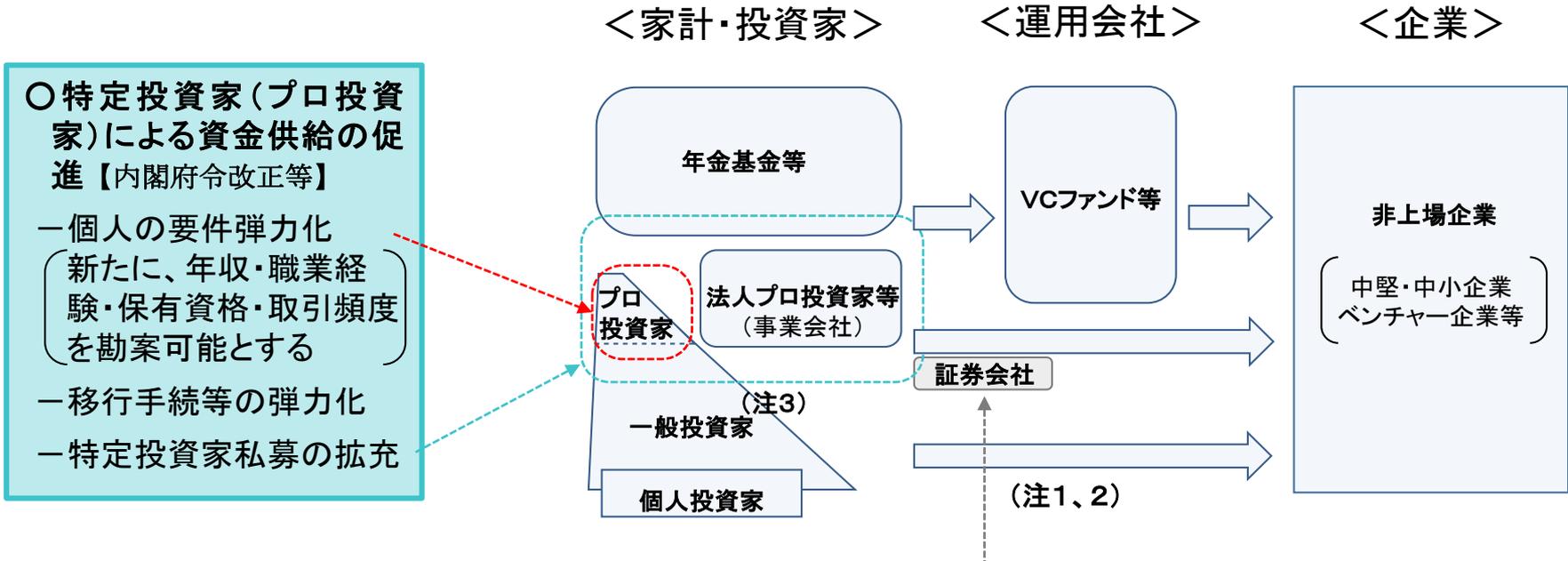
説明資料

(金融審議会 市場制度ワーキング・グループ第二次報告)

金融審議会総会
令和3年6月25日

成長資金供給の円滑化

一般投資家の保護を徹底しつつ、プロ投資家がリスクテイクを行いやすい環境を整備する観点から、非上場企業に対する成長資金の円滑な供給に向け、以下の制度整備を行う。



（注1）株式投資型クラウドファンディング制度の更なる機能発揮【政令改正等】

発行総額（1億円未満）算定方法の見直し、特定投資家の投資上限額（50万円）の撤廃

（注2）東証ベンチャーファンド市場の利用活性化【東証規則改正】

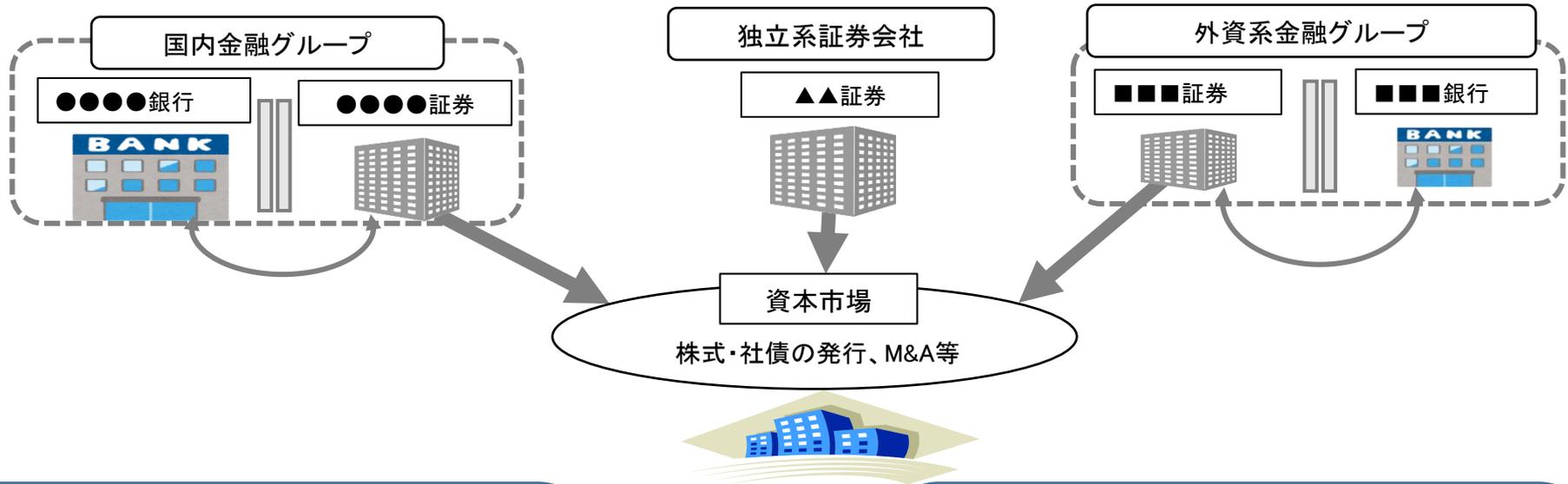
（注3）少人数私募の人数通算期間の見直し【政令改正】

銀証ファイアウォール規制の見直し

- 顧客へのより高度なサービス提供、国際競争力向上等の観点から、上場企業等^(注1)について抜本的に規制を見直し
- 併せて、顧客情報の適切な保護、優越的地位の濫用防止等の観点から、情報管理規制等を見直し

※銀証ファイアウォール規制:金融グループ内の銀証間で、顧客の非公開情報を同意なく共有することを禁止する規制

＜証券会社の顧客サービスと情報共有(イメージ)＞



規制の見直し

- 上場企業等の顧客情報をグループ内銀証で共有する場合、事前同意不要
※企業からの「停止の求め」には対応必要
- 同意取得の場合もデジタル化可
- ホームページルール^(注2)の撤廃

弊害防止措置の実効性強化

- 顧客情報管理: 銀行に証券会社と同等の規制 (法人関係情報に係る行為規制)
- 利益相反管理: グローバルスタンダードを踏まえた実務の高度化
- 優越的地位の濫用防止: 当局によるモニタリングの強化 (公取委との連携等)



(注1) 中堅・中小企業については、優越的地位の濫用を受けやすい立場にあることを踏まえ、引き続き検討

(注2) 銀行・証券会社の兼職者について、いずれか一方の非公開情報にしかアクセスできない等の規制